

# 一般財団法人 秋田県建築住宅センター確認検査業務規程

## 第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人秋田県建築住宅センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の18から第77条の21までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査業務」という。）の実施について、法第77条の27の規定に基づき必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 確認検査員等 確認検査員及び確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 役員 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (3) 親族 配偶者並びに一親等以内の血族及び姻族をいう。
- (4) 親会社等 法第77条の19第10号に規定する親会社等をいう。
- (5) 特定支配関係 令第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (6) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
  - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
  - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
  - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
  - ニ 昇降機の製造、供給及び流通業
- (7) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第1項第6号に規定する署名等をいう。
- (8) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (9) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年3月20日国土交通省令第25号。以下、「主務省令」という。）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (10) 電子証明書 主務省令第2条第2項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (11) 電子情報処理組織 センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した組織をいう。
- (12) 電子申請 デジタル行政推進法第6条に規定する申請等をいう。

## 第2章 確認検査業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

### 第1節 方針・運営及び権限と責任

(確認検査業務実施に関する基本方針)

第3条 センターは、法、これに基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、確認検査業務の使命に鑑み、確認検査業務を公正かつ適確に実施する。

2 理事長は、毎年度、確認検査業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらをセンター内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員に周知する。

(確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 理事長は、確認検査業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、職員に周知し、実施させる。

2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 文書及び記録の管理
- (3) 苦情等処理事務
- (4) 内部監査
- (5) 不適格案件管理
- (6) 再発防止措置

3 理事長は、センターが行う確認検査業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

4 確認検査業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査業務に係る管理の責任と権限をもつ。

(確認検査業務管理体制の見直し)

第5条 理事長は、センターの確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

2 確認検査業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

(確認検査業務の組織体制)

第6条 理事長は、確認検査業務が公正かつ適確に行なわれることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

2 確認検査業務は、他の業務（判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。

3 確認検査業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって、厳正かつ公正を旨とし、不正行為のないようにしなければならない。

4 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

## 第2節 確認検査業務の手順

(確認検査業務の方法)

第7条 確認検査業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、理事長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査業務の実施に必要な事項を含む確認検査業務マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査業務を実施させる。

- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行なわれたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- 3 理事長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう努める。

(建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第8条 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

(判断するための根拠資料及び対応方法)

第9条 確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき実施する。

- (1) 前条の文書
  - (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料
  - (3) 都市計画に関する状況等（道路種別を含む。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料
- 2 確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。
- (1) 建築基準関係規定の解釈等について法第77条の32第1項の特定行政庁への照会
  - (2) 都市計画に関する状況等（道路種別を含む。）についての地方公共団体への照会

## 第3節 確認検査業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持ち出し等に係る報告)

第10条 役員及び職員が、法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複製したものを含む。）を執務室等の外に持ち出す場合は、その者が第14条で定める記録管理者に、持ち出す先及び目的並びに持ち帰った時はその旨を報告するものとする。

(確認検査業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第11条 確認検査業務管理責任者は、確認検査業務に関する書類（確認検査業務の実施の過程で行われた建築主等との打ち合せ等に関する書類を含む。第13条及び第15条において「記録」という。）の管理（保存、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

(確認検査業務に関する書類の保存期間)

第12条 法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物又は工作物に

係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く）の交付の日から15年間保存する。

（総括記録管理者の設置）

第13条 センターに、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

（記録管理者の設置）

第14条 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

（記録管理簿の調製）

第15条 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了日

#### 第4節 要員及び服務

（確認検査員の選任）

第16条 理事長は、確認検査業務を実施させるため、制限業種に従事する者又は制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に所属していた者を含む。以下同じ。）以外の者から常時雇用職員である確認検査員を2名以上選任し、うち2名以上を専任とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、確認審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、速やかに新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

（確認検査員の解任）

第17条 理事長は、確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

(1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。

(2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。

(3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（確認検査員等の身分証明証の携帯）

第18条 確認検査員等が、建築物等、建築物等の敷地若しくは建築工事現場等に立ち入る場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証明書は、第10号様式による。

### 第3章 確認検査業務の実施方法等

#### 第1節 一般

(確認検査業務を行う時間及び休日)

第19条 確認検査業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時45分までとする。

2 前項の休日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前にセンターと建築主等との間において確認検査業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第20条 確認検査業務の事務所の所在地は、秋田県秋田市中通二丁目3番8号とし、その業務区域は、秋田県全域とする。

(業務の範囲)

第21条 確認検査業務を行う範囲は、次に掲げる建築物等（以下「確認検査対象建築物等」という。）の確認審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定とする。

(1) 床面積の合計が2,000平方メートル以内の建築物（但し、同一敷地内に既存建物を含む場合は、床面積の合計を10,000平方メートル以内とする）

(2) 法施行令第146条第1項第1号及び第2号に掲げる建築設備

(3) 法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物

2 前項の規定に関わらず、センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主等である建築物、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、その確認検査業務を行わない。

(1) 理事長又は確認検査業務管理責任者

(2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(3) 第1号に掲げる者の親族

(4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

(6) センター又はセンターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

(7) センターの役職員が社長の地位を占める企業、団体等（過去2年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。）

3 センターは、法77条の20第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。

- (1) センターの理事長又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。）
  - (2) センターの理事長又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関（過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。）
  - (3) センターの理事長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - (4) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員（過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。）がセンターに所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
  - (5) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員（過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。）の親族がセンターの役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
  - (6) 指定構造計算適合性判定機関の社長若しくは担当役員又はこれらの者の親族がセンターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
  - (7) センターが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - (8) センターの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - (9) センターが特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
  - (10) センターの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定構造計算適合性判定機関
- 4 第2項及び第3項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が前項の各号に掲げる者の一覧を作成し、担当職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 5 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。）及び第3項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

（確認検査業務の処理期間）

第22条 センターは、申請建築物等の規模や用途に応じた標準的な確認検査業務の処理期間を定め、提示する。

## 第2節 確認審査

（確認審査の申請、受付、引受及び契約）

第23条 建築主等は、確認審査の申請に際し、次の各号に掲げる図書（以下「確認申請関係書類」という。）を提出する。提出部数は、正本1部、副本1部とする。ただし、法第93条により消防長等同意を必要とするものは、正本1部、副本2部とする。

- (1) 確認申請書（法施行規則（昭和25年11月16日建設省令第40号。以下、「施行規則」という。）（施行規則第2号様式、施行規則第8号様式、施行規則第10号様式）
- (2) 現地調査票（第1号様式）
- (3) 施行規則及び特定行政庁が法施行細則により、建築主事に建築確認等を申請する際に必要とされる図書
- (4) 法の規定に定める許可関係及び認定関係の通知書の写し
- (5) センターが確認審査において必要があるとした図書及び書類等

- 2 センターは、前項に規定する書類（国土交通大臣認定書を除く。）の提出により、確認申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
  - (1) 申請のあった建築物等が確認検査対象建築物等であること。
  - (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
  - (5) 第 21 第 2 項の規定に該当するものでないこと。
- 3 前項において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主等に返却する。
- 4 第 2 項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主等に「確認引受承諾書」（第 2 号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める「確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。
- 5 建築主等が、正当な理由なく審査手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは引き受けた業務を中断し、第 2 項の引き受けを取り消すことができる。
- 6 センターは、前 5 項の規定に関わらず、確認審査、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認審査を実施することが困難となる場合には、確認審査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第 24 条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込む。

- (1) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なく、かつ、正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
  - (2) 建築主等は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨の規定
  - (3) 申請手数料の支払い方法に関する規定
- 2 電子申請を実施する場合には、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
    - (1) 確認済証又は適合しない旨の通知書の交付時における副本の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
    - (2) センターが電子署名を付して交付する電磁的記録の電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定
    - (3) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
    - (4) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

（確認審査の実施）

第 25 条 センターは、確認申請を引き受けたときは、当該申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、次の第 1 号から第 4 号までに掲げる者が建築主等である建築物等、第 1 号から第 5 号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、その確認審査の業務に従事しない。

- (1) 当該確認検査員等
  - (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
  - (3) 当該確認検査員等の親族
  - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
  - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- 3 前項に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が前項の各号に掲げる者の一覧を作成し、担当職員が申請書類等と照合する方法により行う。
  - 4 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。
  - 5 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認検査を行わない。

（消防長等の同意等）

- 第26条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、「確認審査の引き受けに伴う消防長等の同意について（依頼）」（第3号様式）に、建築主等から提出された書類及び図書を添えて行う。
- 2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引き受け後、遅滞なく「確認審査の引き受けに伴う消防長等への通知について」（第4号様式）に、「建築計画概要書」（施行規則第3号様式）を添えて行う。
  - 3 前2項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（保健所通知）

- 第27条 センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受後、遅滞なく「確認審査の引き受けに伴う浄化槽の通知について」（第5号様式）により行う。
- 2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

（確認済証等の交付）

- 第28条 センターは、第25条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては「確認済証」（施行規則第15号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては「適合しない旨の通知書」（施行規則第15号の2様式）を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあつては「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書」（施行規則第15号の3様式）を、建築主等に対して交付する。
- 2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、第23条第1項に規定する書類のうち副本1部を添えて行う。

（確認申請の取下げ）



第29条 建築主等は、建築主等の都合により、確認済証及び適合しない旨の通知書の交付前に確認の申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した「確認申請取り下げ届」（第6号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の申請があったときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主等に返却する。

（確認を受けた計画の変更の申請）

第30条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更（施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）され、センターに当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第23条から前条までの規定を準用する。

2 この場合において、第23条第1項第1号の確認申請書に代えて、計画変更確認申請書（施行規則第4号様式、施行規則第9号様式、施行規則第13号様式）を用いる。

（確認審査の記録）

第31条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指示、指摘及びこれに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

（特定行政庁への報告）

第32条 センターは、第28条第1項による確認済証等を建築主等に対して交付したときは、当該交付を行った日から7日以内に、確認審査報告書（施行規則第16号様式）を特定行政庁に報告する。

（建築主等の変更の届け出）

第33条 建築主等は、第28条の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について、その工事を完了する前に、第23条第1項第1号の規定に基づき提出された図書の第2面のうち、1、2、5、6の事項の変更をしたときは、「名義等変更届出書」（様式第7号）に確認済証を添えてセンターに提出する。

2 前項に規定する建築主等の変更の届出は、第39条に規定する検査済証の交付後にこれを行うことができない。

（工事取り止めの届け出）

第34条 建築主等は、第28条の規定により確認済証の交付を受けた建築物等について、工事を取り止めた場合は、「工事取り止め届」（様式第8号）をセンターに提出する。

### 第3節 中間検査

（中間検査申請の引受及び契約）

第35条 建築主等は、中間検査の申請に際し、検査対象工事の終了予定日の1週間前までに、次の各号に掲げる図書（以下「中間検査申請関係書類」という。）1部を提出する。

- (1) 中間検査申請書（施行規則第26号様式、当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。）
- (2) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
- (3) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

- (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、施行規則第4条の8により中間検査を申請する際に必要とされる書類
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、前項第2号に規定する書類のうち、当該建築物等の計画に係る確認に要した書類の提出を要しない。
  - 3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第3号に規定する書類の提出を要しない。
  - 4 センターは、第1項に規定する書類の提出により、中間検査申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
    - (1) 申請のあった建築物等が確認検査対象建築物等であること。
    - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
    - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
    - (4) 中間検査申請書と確認済証の交付を受けた図書の記載内容に相違がないこと。
    - (5) 第21条第2項の規定に該当するものでないこと。
  - 5 前項において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。
  - 6 センターは、第3項により申請を引き受けた場合には、建築主等に「中間検査引受証」（施行規則第29号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
  - 7 センターは、建築主等が正当な理由なく検査手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、引き受けた業務を中断し第3項の引き受けを取り消すことができる。
  - 8 センターは、前項の規定に関わらず、確認審査又は中間検査並びに完了検査及び仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難となる場合には、中間検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第36条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込む。

- (1) 建築主等は、センターが中間検査業務を行う際に、対象建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
  - (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なく、かつ、正確にセンターに提供しなければならない旨の規定
  - (3) 建築主等が中間検査実施の前に中間検査申請取り下げ届をセンターに提出した場合は、第35条にかかわらず検査を中止し、提出された中間検査申請関係書類を建築主に返却し、手数料は返還しない旨の規定
  - (4) 申請手数料の支払い方法に関する規定
- 2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
  - (2) 第24条第2項第2号から第4号までの規定

(建築主事への通知)

第37条 センターは、第35条第3項による中間検査申請を引き受けたときは、中間検査引受通知書(施行規則第30号様式)を建築主事に通知する。

(中間検査の実施)

第38条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査対象工事が終了した日又は中間検査の引き受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内の予め定めた中間検査予定日(センター又は建築主等の都合により、中間検査予定日に検査を行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第25条第2項に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、中間検査の業務に従事しない。
- 3 前項に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が前項の各号に掲げる者の一覧を作成し、担当職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 4 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じて建築主等に説明、作動試験の実施等を求める。
- 5 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

(中間検査の結果)

第39条 センターは、中間検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあっては「中間検査合格証」(施行規則第31号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあっては「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」(施行規則第30号の2様式)を、建築主等に交付する。

(中間検査の申請の取下げ)

第40条 建築主等は、建築主等の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した「中間検査申請取下げ届」(第9号様式)をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の届出があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主等に返却する。

(中間検査の記録)

第41条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った、指摘及びこれに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

(特定行政庁への報告)

第42条 センターは、第39号による中間検査合格証等を建築主等に対して交付したときは、当該交付を行った日から7日以内に、中間検査報告書(施行規則第32号様式)を特定行政庁に報告する。

## 第4節 完了検査

(完了検査の申請、受付、引受け及び契約)

第43条 建築主等は、完了検査の申請に際し、工事完了予定日の1週間前までに、次の各号に掲げる図書（以下「完了検査申請関係書類」という。）1部を提出する。

- (1) 完了検査申請書（施行規則第19号様式、当該建築物の計画に係る確認に要した図書等を含む。）
  - (2) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
  - (3) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
  - (4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、施行規則第4条により完了検査を申請する際に必要とされる書類
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、前項に規定する書類のうち、当該建築物の計画に係る確認に要した書類の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第3号に規定する書類の提出を要しない。
- 4 当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った者がセンターであり、建築主から同意する旨の書類が提出された場合においては、センターが保有する当該建築物の適合判定通知書又はその写し、及び適合性判定を受けた図書を施行規則第4条に規定する図書に代えることができる。
- 5 センターは、第1項に規定する書類の提出により、完了検査申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった建築物等がセンターの指定区分に合致する建築物等であること。
  - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 完了検査申請書と確認済証の交付を受けた図書の記載内容に相違がないこと。
  - (5) 第21条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 6 前項において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。
- 7 センターは、第3項により申請を引き受けた場合には、建築主等に「完了検査引受証」（施行規則第22号様式）を交付する。この場合、建築主等とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 8 センターは、建築主等が正当な理由なく検査手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、引き受けた業務を中断し第3項の引き受けを取り消すことができる。
- 9 センターは、前8項の規定に関わらず、確認審査、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難となる場合には、完了検査の業務を引き受けない。

（業務約款に盛り込むべき事項）

第44条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込む。

- (1) 建築主等は、センターが完了検査業務を行う際に、対象建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主等は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なく、かつ、正確にセンターに提供しなければならない旨の規定

- (3) 建築主等が完了検査実施の前に完了検査申請取り下げ届をセンターに提出した場合は、第43条にかかわらず検査を中止し、提出された完了検査申請関係書類を建築主に返却し、手数料は返還しない旨の規定
  - (4) 申請手数料の支払い方法に関する規定
- 2 電子申請を実施する場合には、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事項を盛り込むこととする。
- (1) 検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定
  - (2) 第24条第2項第2号から第4号までの規定

(建築主事への通知)

第45条 センターは、第43条第3項による完了検査申請を引き受けたときは、完了検査引受通知書（施行規則第23号様式）を建築主事に通知する。

(完了検査の実施)

- 第46条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引き受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内の予め定めた完了検査予定日（センター又は建築主等の都合により、完了検査予定日に検査を行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を確認検査員に実施させる。
- 2 確認検査員等は、第25条第2項に掲げる者が建築主等である建築物等又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物等について、完了検査の業務に従事しない。
- 3 前項に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が前項の各号に掲げる者の一覧を作成し、担当職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 4 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じて建築主等に説明、作動試験の実施等を求める。
- 5 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

(完了検査の結果)

第47条 センターは、完了検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときにあつては「検査済証」（施行規則第24号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときにあつては「検査済証を交付できない旨の通知書」（施行規則第23号の2様式）を、建築主等に交付する。

(完了検査の申請の取り下げ)

- 第48条 建築主等は、建築主等の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げの場合は、その旨及び理由を記載した「完了検査申請取り下げ届」（第9号様式）をセンターに提出する。
- 2 センターは、前項の申請があつたときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主等に返却する。

(完了検査の記録)

第49条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った、指摘及びこれに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

(特定行政庁への報告)

第50条 センターは、第47条による検査済証等を建築主等に対して交付したときは、当該交付を行った日から7日以内に、完了検査報告書（施行規則第25号様式）を特定行政庁に報告する。

## 第5節 仮使用認定

(仮使用認定申請の引受及び契約)

第51条 建築主は、施行規則第4条の16第2項で規定する仮使用認定申請書（施行規則別記第34号様式）及び図書等に、次に掲げる書面を添えて仮使用の認定の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し

(2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第1号に規定する書面の提出を要しない。

3 当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。

4 センターは、第1項の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった建築物等が対象建築物等であること。

(2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(3) 第20条第2項の規定に該当するものでないこと。

5 センターは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。

6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主に引受承諾書（第13号様式）を交付する。この場合、建築主とセンターは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

7 建築主が、正当な理由なく、引受承諾書に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、センターは第4項の引受けを取り消すことができる。

8 センターは、前7項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第52条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) 建築主は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨の規定

(2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに

提供しなければならない旨の規定

(3) 建築主等が仮使用認定の検査実施の前に仮使用認定申請取り下げ届をセンターに提出した場合は、第51条にかかわらず検査を中止し、提出された完了検査申請関係書類を建築主に返却し、手数料は返還しない旨の規定

(4) 申請手数料の支払い方法に関する規定

2 電子申請を実施する場合においては、前条の業務約款には、前項に加えて少なくとも次の事15項を盛り込むこととする。

(1) 仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付方法及び当該交付方法についてはセンターと別途協議できる旨の規定

(2) 第18条第2項第2号から第4号までの規定

(仮使用認定の実施)

第53条 センターは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が基準告示第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（センター又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、第25条第2項に掲げる者が建築主である建築物、または制限業種に係る業務を行う建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。

3 確認検査員は、マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。

4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

(消防長等への照会)

第54条 センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、第14号様式に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 前項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(仮使用認定の結果)

第55条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めたときにあつては施行規則別記第35号の3様式による仮使用認定通知書を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときにあつては基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書（第15号様式）を、それぞれ交付する。

2 第1項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第51条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

(特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

第56条 センターは、法第7条の6第3項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第35条の4様式により行う。

(仮使用認定の申請の取下げ)

第57条 建築主は、建築主の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定通知書の申請を取下げ場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届（第16号様式）をセンターに提出する

2 センターは、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。

(仮使用認定の記録)

第58条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

## 第4章 確認検査業務手数料

(確認検査業務手数料の設定)

第59条 センターは、確認検査業務の実施にかかる手数料（以下「確認検査業務手数料」という。）を確認検査業務手数料規程に定める。

(確認検査業務手数料の収納)

第60条 建築主等は、確認検査業務手数料を現金又は銀行振込みにより納入する。

2 前項の払込に要する費用は建築主等の負担とする。

3 建築主等は、センターとの協議により、一括して月末に支払うなど、別の方法によることができる。

4 センターは、類似する建築物等の確認検査業務が効率的に実施できる場合にあつては、確認検査業務手数料を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、減額の要件等については、確認検査業務手数料規程で定める。

(確認検査業務手数料の返還)

第61条 収納した確認検査業務手数料は返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかった場合には、建築主等に返還する。

## 第5章 確認検査業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第62条 センターは、確認検査業務について当該業務の申請者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

2 センターは、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。

3 前2項の苦情、審査請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録する。

(内部監査)

第63条 理事長は、確認検査業務管理責任者以外の役員から監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。



- 2 前項の場合において、内部監査の目的に照らして適切な者等による補助を妨げない。
- 3 第1項の内部監査においては次に掲げる事項を審査する。
  - (1) 法、これに基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
  - (2) この規程への適合状況
  - (3) 第3条第2項に規定する確認検査業務実施方針への適合状況
  - (4) 確認検査業務管理体制の状況
  - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 4 確認検査業務管理責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について理事長に報告する。

#### (不適合案件の管理)

- 第64条 センターは、不適合案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいう。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。
- 2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあとに不適合案件であることが確認されたときは、速やかに建築主及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
  - 3 確認検査業務管理責任者は、不適合案件について、案件の概要、不適合の内容、とられた措置の内容等に関して記録する。

#### (再発防止措置)

- 第65条 確認検査業務管理責任者は、不適合案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適合案件の再発防止等のため、不適合案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適合案件の影響に見合ったものとする。
- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。
    - (1) 不適合案件の内容確認
    - (2) 不適合案件発生原因の特定
    - (3) 不適合案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
    - (4) 必要な措置の決定及び実施
    - (5) 実施した処置の結果の記録
    - (6) 是正処置において実施した活動の評価

## 第6章 電子申請の実施に関し必要な事項

### (電子申請による申請等)

- 第66条 次に掲げる申請については、あらかじめセンターと協議した上でセンターが指定する方法で、電子申請にて行うことができる。
- (1) 第23条第1項の確認の申請
  - (2) 第35条第1項の中間検査の申請
  - (3) 第43条第1項の完了検査の申請
  - (4) 第51条第1項の仮使用認定の申請
- 2 第1項の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、次の事項に限り、あらかじめ建築主と協議した上でセンターが指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。ただし、確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通

知書については、電子申請がなされた場合であっても、書面で交付する。

- (1) 第23条第4項の引受承諾書の交付
- (2) 第35条第6項の中間検査引受証及び第43条第7項の完了検査引受証の交付
- (3) 第28条第1項の施行規則別記第15号の2様式による通知書及び施行規則別記第15号の3様式による通知書の交付
- (4) 第39条第1項の中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付
- (5) 第47条第1項の検査済証を交付できない旨の通知書の交付
- (6) 第55条第1項に適合しないと認める旨の通知書の交付
- (7) 第28条第2項、第39条第2項、第47条第2項及び第55条第2項における申請書の副本の添付

3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第26条第1項の消防長等の同意を求める場合は、センターは、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめセンターと消防長等が協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる場合には、この限りでない。

4 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、センターは、第26条第2項の消防長等に対して通知を行う場合又は第54条第1項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第27条第2項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

5 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第23条第4項、第35条第6項、第28条第7項及び第51条第6項の規定により引き受けできない場合において、センターは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。

6 第1項の規定により行われた同項第1号から第4号の電子申請に対して、それぞれ第29条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第57条第1項の取下げ届を提出する場合は、建築主は、あらかじめセンターと協議した上でセンターの指定する方法で、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。この場合において、センターは、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、それぞれ第29条第2項、第40条第2項、第48条第2項及び第57条第2項に規定する返却に代えることができる。

7 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第1項、第3項、第4項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。

- (1) 申請データに電子署名（当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。）を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置
- (2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置
- (3) 申請データに氏名又は名称を記録する措置

8 法令等の規定により署名等を行うことが規定されているものを第2項の電子情報処理組織又は磁気ディスクを使用する方法により行う場合には、当該署名等については、電子署名を行い、その情報を当該電子署名に係る電子証明書を送信する措置により代えることができる。

9 電子情報処理組織による申請があった場合、申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時にセンターに到達したものとみなす。

10 申請に係る電磁的記録がセンターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記

録ができる時間は、24時間365日とする。ただし、センターの使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。

11 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要なとする部数の提出があったものとみなす。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第67条 センターは、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(電子署名及び電子証明書)

第68条 第66条第7項第1号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書
- (3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成15年国土交通省告示第240号。以下「告示」という。）第3条第1号に規定する電子証明書
- (4) 告示第3条第2号の規定に基づきセンターが指定する電子証明書

2 第66条第8項に規定する電子証明書は、告示第5条に規定する電子証明書とする。

3 センターは、第1項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法並びに電子申請に係るその他必要事項を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主に周知するものとする。

4 センターは、第66条第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を紙面に印刷し、第12条に基づいて保存を行うとする。

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第69条 センターは、第66条第1項による電子申請を行わせる場合、第11条に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第70条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第71条 センターは、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第72条 センターは、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

## 第7章 その他確認検査業務の実施に関し必要な事項

(書類の備置及び閲覧)

- 第 73 条 センターは、法第 77 条の 29 の 2 の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、事務所に閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。
- 2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 29 の 2 各号に掲げるものとする。
  - 3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項の閲覧に関する事項を別に定め、事務所における備付けその他の適当な方法により公開する。
  - 4 センターは、当該事業年度の前事業年度から起算して、過去 20 事業年度以内において行った確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を明示する。

(事前相談)

- 第 74 条 センターに確認審査、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主等は、申請に先立ち、センターに事前に相談をすることができる。

(業務区域等の掲示)

- 第 75 条 センターは、指定の番号、指定の有効期間、名称、代表者の氏名、住所、電話番号、建築物等の認可指定区分及び業務区域を公衆の見やすい場所に掲示「業務区域等の掲示」(第 11 号様式)する。

(秘密の保持)

- 第 76 条 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、申請図書等(確認申請、中間検査申請又は完了検査申請に係る全ての書類)及び確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。ただし、建築主等が公表を承諾したものについては、この限りではない。

(図書が円滑に引き継ぎされるための措置)

- 第 77 条 センターは、確認検査業務の全部を廃止しようとするときは、法第 77 条の 34 第 1 項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる措置を行う。
- (1) 指定機関省令第 31 条第 1 項の規定により引き継ぐべき全ての書類の存否を確認する。
  - (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存する。
  - (3) 特定行政庁ごとに、第 1 号に規定する書類の一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出する。
  - (4) 第 1 号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第 2 号の分類及び保存が完了したことを、秋田県知事に報告する。なお、紛失があった場合は秋田県知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置(建築主等所有の副本の複写等)を講じる。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第 31 条第 1 項の規定に基づく書類の引き継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、予め必要な措置を講じる。

附 則

- この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。  
この規程は、平成 27 年 10 月 15 日から施行する。  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。  
この規程は、令和 元年 8 月 29 日から施行する。

この規程は、令和 元年 11 月 18 日から施行する。  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。